平成30年度 経 営 方 針 (平成30年4月1日~平成31年3月31日)



基本方針

「創意工夫による自己改革の実施」 〜農業所得の増大と地域の活性化に全力を尽くします〜

平成30年度は、第29回岐阜県JA大会決議事項に基づいて策定した当組合3カ年計画の最終年度にあたります。「農業所得の増大」「地域の活性化」「組織経営基盤の確立」の3項目を柱とする自己改革を着実にすすめるとともに、組合員と徹底した話し合いの場や施策の共有等、組合員に参画いただく協同活動を念頭に事業展開をすすめて参ります。

「農業所得増大の実現」では、出向く活動の取り組みを強化し、担い手経営体のニーズに応える個別対応、新たな担い手の育成や担い手の経営向上支援を実施します。

また、マーケットインに基づく生産・販売事業方式への転換をさらにすすめ、米の需給調整や食の安全確保に努め、生産資材コストの低減と省力資材・技術の普及に取り組みます。

「総合性の発揮による地域の活性化」では、総合事業を生かした協同組合活動による地域の活性化と生活インフラ機能の発揮に努めます。

「自己改革の実践を支える経営基盤の確立」では、第14回通常総代会で承認をいただいた支店再構築を含めた経営改革をすすめます。また、財務会計にかかる内部統制の整備・運用を図ります。

JAめぐみのは、この2年間で一歩踏み出した自己改革の取り組みをさらに広く深く展開し、組合の理解促進に向けた組合員全戸訪問活動を通じて、総合農協の必要性を示すと同時に、自己改革実践状況の周知確認・検証を行います。また、結果を反映させた次期中期計画を樹立し、組合員・地域に信頼され必要とされる農業協同組合となるべく邁進して参ります。

- I 農業所得増大へ向けた取組強化
- Ⅱ 地域の活性化に向けた協同活動の展開
- Ⅲ 協同活動の実践を支える組織経営基盤の確立

事業別重点実施項目

《営農指導・販売事業》

- ・新たなブランド農産物の生産販売の確立
- ・地産地消の拡大
- ・安全・安心な国産農畜産物の生産と供給
- ・多様なニーズに対応した販売と販路開拓
- ・加丁品の開発と六次産業化への取組
- ・知的財産の活用
- ・担い手経営体への支援活動の取組強化
- ・新規就農者・農業後継者への育成支援
- ・農地保全に向けた集落農業ビジョンの完遂
- ・地域農業の生産基盤強化

《生活事業》

- ・食農活動を通じての地域貢献
- ・女性部を中心とした、女性のJA活動参加促進
- ・介護事業のサービス内容の見直し
- ·PR活動と介護相談窓口の充実
- ・介護人材の育成

《利用·加工事業》

- ・営農関連施設の効率的運営と合理化に向けた施設再編計画の策定
- ・地域協調型の事業展開による明方ハムの認知度向上とキャンペーン等による販売拡大
- ・葬祭二一ズに対応した事業展開
- ・恵昇友の会員拡大及びサービスの充実
- ·葬祭専門職員の育成

《購買事業》

- ・低コスト資材の普及拡大
- ・什入機能の強化による資材価格の低減
- ・低価格モデル農機の提案と小型農業機械レンタルの実施
- ・灯油配送システムの活用による配送エリアの再構築と利用者満足度の向上
- ・メンテナンスパック付自動車取扱量を拡大し、利用者に安心安全利用の促進
- ・中古車イベント拡大により自動車販売取扱量の増大

《信用事業》

- ・担い手農業者等へのニーズに応じた提案・支援活動による、農業関連融資の拡大
- ・年金友の会会員向け旅行及び各種イベントの開催
- ・幅広い年齢層に対応した商品とサービスの充実
- ・年金、給与等の振込先金融機関としての利用者拡大と利便性向上

《共済事業》

- ・共済加入者の保障点検実施による最良な保障の提供
- ・農業者等への保障提供による生活基盤の安定化
- ・未加入者宅への訪問によるJA共済の幅広い案内
- ・総合保障(ひと・いえ・くるま)の普及
- ・事務手続効率化による組合員・利用者の利便性向上

《経営管理》

- ・効率化(経営資源の再配分、業務改善)の実施
- ・新たなビジネスモデル等の開発検討
- ・地域ニーズに対応した支店行動計画の策定と実践
- ・対外的な広報活動の強化
- ・相続サービスの充実と相続支援体制の構築
- ・一戸複数正組合員制の展開
- ・全組合員アンケート実施と総合取引の強化
- ・総合渉外体制の強化
- ・コンプライアンス態勢の強化
- ・経営の健全性向上に向けた内部統制機能強化
- ・労働基準法を中心とした働き方改革関連法案対応
- ・人材獲得競争の激化、人材不足時代に対応する人材確保
- ・長期的な視野に立った計画的な人材育成・能力開発
- ・高齢期における多様な職業生活設計の支援



経営管理体制

当組合は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。